令和5年

度

0

お知ら

#

户

中 旬

被保険者 保険料の

加

者

保険料は、

世帯

0)

を送ります

(令和4年1月1日





所得金額により決定しています 県内どの地域でも同じ基準で算定 以期高齢者医療保険料額 県外から転入した人 人にかかります。 状況と令和 \frac{1}{3} が基準です。 点の世帯 月 31 決定通 日 4 75 年 知 \mathcal{O}

され

、加入者一人

※令和5年

·4 月

白時

歳になる人、

その時点)

保険料額(年額)

均等割額と 所得割額の合計

※限度額66万円、10円未満 切り捨て

均等割額(定額)

5万6435円

※世帯の所得に応じて 軽減措置があります 所得割額(所得に応じてかかる額)

総所得金額等-基礎控除額* $\times 10.54\%$

※基礎控除額とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円です。2400万円を超える場合は異なります。

公的年金等収入一 総所得金額等 = 公的年金等控除額

=

給与収入一 給与所得控除額

+

その他の収入ー 必要経費

保険料の軽減措置

●所得の低い人の軽減(均等割額の軽減) 世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額※1の合計額	令和5年度	
	軽減割合	均等割額の年額
43万円 (基礎控除額) + <u>10万円×(給与所得者等の数-1)</u> **2以下	7割	1万6930円
43万円 (基礎控除額) + 29万円×被保険者数 + 10万円× (給与所得者等の数 – 1)*2以下	5割	2万8217円
43万円 (基礎控除額) + 53.5万円×被保険者数 + 10万円× (給与所得者等の数 – 1)*2以下	2割	4万5148円

- ※1 軽減対象所得金額は、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人は、公的年金の場合、「公 的年金収入-公的年金等控除額-15万円 となるなど、例外があります。
- ※2 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を 有する場合に適用されます。

●社会保険※の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日までに、社会保険*の被扶養者だった人の保険料は、制度加入後 から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます。また、所得割額はかかりません。 ※社会保険には国民健康保険・国民健康保険組合は当てはまりません。

保険料の減免

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられる場合があります ので、相談してください。